

キッチンカーで、販路開拓に
走り出してみませんか？



おいしいよっ

久留米市販路開拓促進事業費補助金

キッチンカー導入事業



補助金額 補助率：2分の1 上限額：30万円

対象事業 販路開拓のため、キッチンカーを導入して
新たに移動販売に取り組む事業

対象経費 ① 車両改造費

ガス、電気、水道設置、販売用カウンター、車両塗装
(ラッピング) など、キッチンカー制作に必要な経費

② 設備導入経費

コンロ、シンク、冷蔵庫、給水用タンク、蓄電池など

③ 車両購入費

ただし、①または②を伴うこと。※リースはのぞく

対象者 市内に事業所を置く中小企業・個人事業者で、新たに
キッチンカー事業を開始する者

- ① 市内に事業所を有していること
- ② 市税を滞納していないこと
- ③ 暴力団排除条例等に該当しないこと
- ④ キッチンカーによる営業を行っていないこと
- ⑤ 久留米市保健所より必要な営業許可を取得する見込であること
- ⑥ キッチンカーの自動車検査証上の「使用の本拠の位置」が久留米市内であること
- ⑦ キッチンカーの自動車検査証上の「所有者」が申請者と一致していること
- ⑧ 3年以上当該キッチンカーによる営業を継続する意思があること
- ⑨ その他市長が適当でないと認める者ではないこと

受付期間 令和5年12月15日(金)まで

期間内であっても予算の上限に達した時点で受付を終了します。
ご検討の際は、下記お問合せ先までご相談をお願いします。

申請・お問い合わせ先：久留米市 商工観光労働部 商工政策課

〒830-8520 久留米市城南町15番地3

Tel : 0942-30-9133

Fax : 0942-30-9707

Mail : syoko@city.kurume.lg.jp

久留米市 キッチンカー導入

検索

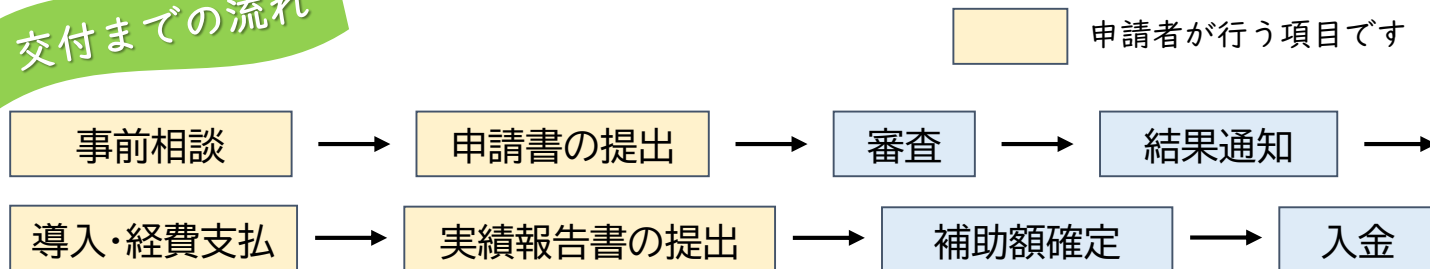
市HP



※申請書類や詳しい内容はウェブで検索
または右のコードから市HPをご覧ください

！裏面もご確認ください！

交付までの流れ



※ 導入後、久留米市保健所の営業許可が出ない場合は補助対象になりません。
申請前に、商工政策課へのご相談及び久留米市保健所への整備内容のご確認を
していただきますようお願いします。

申請に必要な書類

- ① 交付申請書
- ② 事業計画書
- ③ 事業収支計画書
- ④ 役員等調書及び照会承諾書
- ⑤ 誓約書
- ⑥ 経費算出の根拠が確認できる書類（見積書等）
- ⑦ 市税の滞納なし証明書の写し
- ⑧ 登記事項証明書の写し（法人）
- ⑨ 確定申告書の写し（個人）（開業して間もない場合は開業届の写し）

※様式（①②③④⑤）は市HPよりダウンロードできます

申請にあたっての留意事項

- キッチンカーとは、車内で食料品を調理・加工した飲食物を販売する車で、食品衛生法上、「許可営業」に該当するものとします。届出のみで営業が可能なもの、調理済みの弁当やパン等の移動販売車等は補助対象外となります。
- キッチンカーの所有者と申請者が一致していることが必要です。ただし、ローン支払いにより所有者がローン会社等となっている場合、申請者が自動車検査証の使用車と同一であれば可とします。また、リース車両は対象になりません。
- 実績報告までに久留米市保健所での営業許可取得が必要です。
- 補助金交付決定前に支払った費用は補助対象外の経費となります。
- 国や地方公共団体が実施する制度と重複する場合は対象外となります。
- 申請にあたっては、まずは商工政策課までご相談をお願いします。